

「地域農業経営基盤強化促進計画」の変更のあらまし

1 変更の趣旨

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき定めた地域計画について、情勢の推移により必要が生じたため、同条第5項の規定により変更をする。

2 変更する地区

日光地区

3 主な変更点

（1）農地転用を行う予定の農地の表示変更

- ・農地転用を行う予定の農地について、次のとおり地域計画の記載内容を変更する。

対象農地	所在：野口691番地 現況地目：田 地積：3,114㎡
将来の耕作者（現在）	認定農業者 株式会社日光ファーム（日光市猪倉2848番地）
変更の原因	太陽光発電設備建設の敷地とするため
変更の内容	・地域計画の区域の状況（地域内農地面積等）の変更 ・地域内の農業を担う者一覧の当該耕作者の経営面積等の変更 ・目標地図の当該農地の「将来の耕作予定者の位置付け」の表示（農地の着色）の削除